

意見書案第9号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和2年6月16日

大津市議会議長

八 田 憲 児 様

提出者 議会運営委員会
委員長 桐田 真人

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された状況においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定される。

したがって、定足数を満たす人数の議員が議場に参集できない状態においても、審議、表決などを可能とする議会運営方法を確立しておかなければ本会議を開けず、議決機関として市民の期待に応えることはできない。

英国議会では既にいわゆるオンライン本会議を実現しているが、我が国においては地方自治法第 113 条及び第 116 条第 1 項における出席の概念が現に議場にいることを前提としており、オンラインによる本会議運営は現行法上できないと解されている。

一方で、総務省は令和 2 年 4 月 30 日付総行行第 117 号で、委員会運営については地方議会における判断によってオンライン化は可能との見解を發出したが、本会議でもオンライン化ができなければ議会としての意思決定プロセスは完結できず、議案審査上の利点は限られる。

よって、国及び政府においては、委員会審議におけるオンライン化の意義を認めるのであれば、本会議への導入も同様に是認すべきであり、本会議への参加、表決の意思表示がオンラインによっても可能となるよう、地方自治法における招集・応招・出欠席・表決等の規定を速やかに改正することを強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 16 日

大津市議会議長 八 田 憲 児

内閣総理大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて